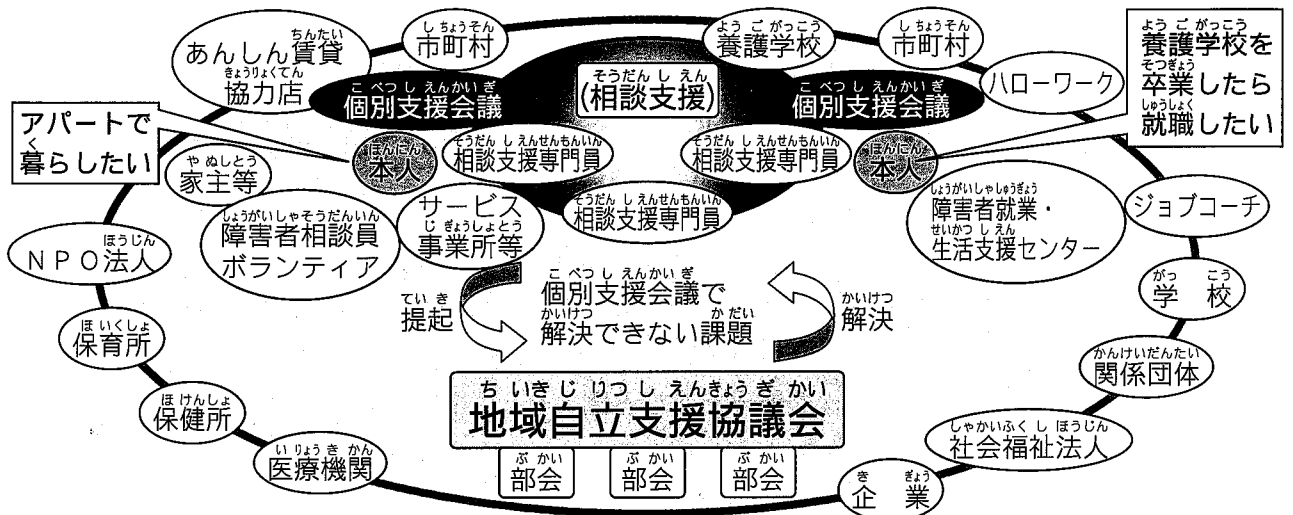


(2) 地域自立支援協議会と相談支援の充実

(個別支援会議で解決できない課題を地域自立支援協議会で！)



障がいのある方が地域で当たり前で暮らせる社会の実現

自立支援協議会とは

障がいのある方が地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域における課題を解決するという共通の目的に向けて、情報を共有し、具体的に協働する、地域の関係者によるネットワーク。それが「自立支援協議会」です。

なお、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から自立支援協議会の設置促進や運営の活性化を図るため、法律に定められました。

【共通の目的】

- 障害者総合支援法が目指す「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、全員が常に大きな共通認識と、高いモチベーションをもちながら参加する必要があります。

【情報の共有】

- 地域の実態や課題等の情報を集約し、全員が共有します。原点は、地域生活支援センターを中心に開催される「個別支援会議」です。

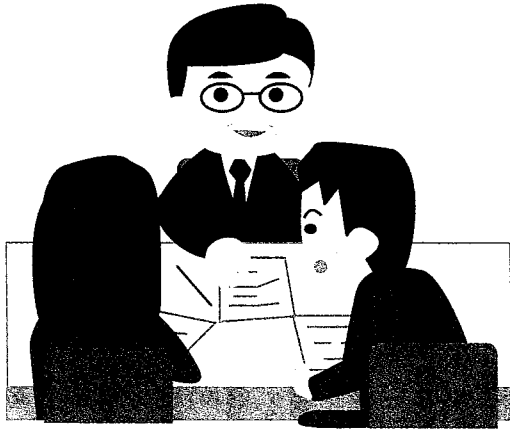
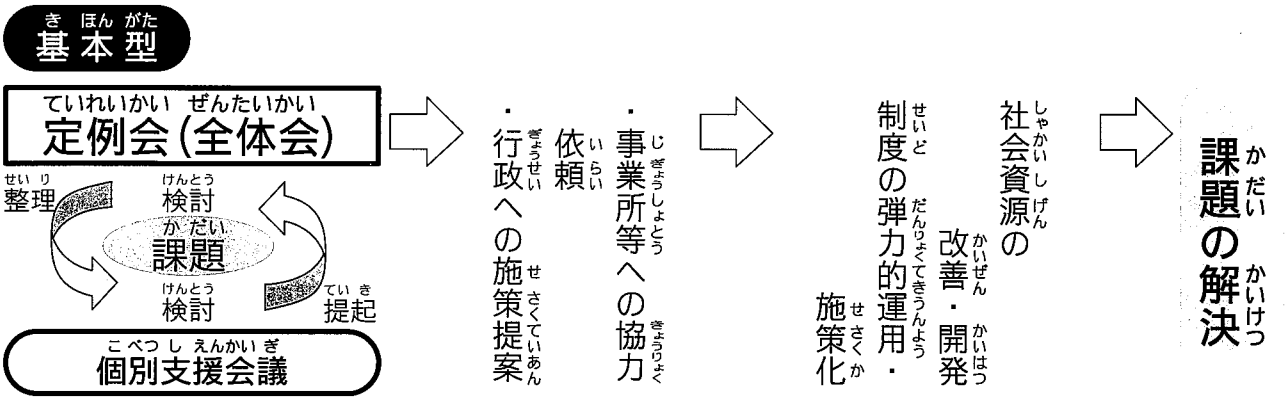
【具体的に協働する】

- 参加者が抱えている実際の事例や地域の課題を持ち寄り、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、「ともに解決しよう」、「自分のところでは何ができるか」、「一歩でも前進しよう」というスタンスで協働していく必要があります。

【地域の関係者によるネットワーク】

- 障がいのある方が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意しなければなりません。
- サービスに裏打ちされない相談は意味がありません。また、一事業所だけで用意できる支援には限界があります。そのことに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性が分かるとおもいます。
- 自立支援協議会については、官と民が協働しなければ、成果をあげることはできないでしょう。

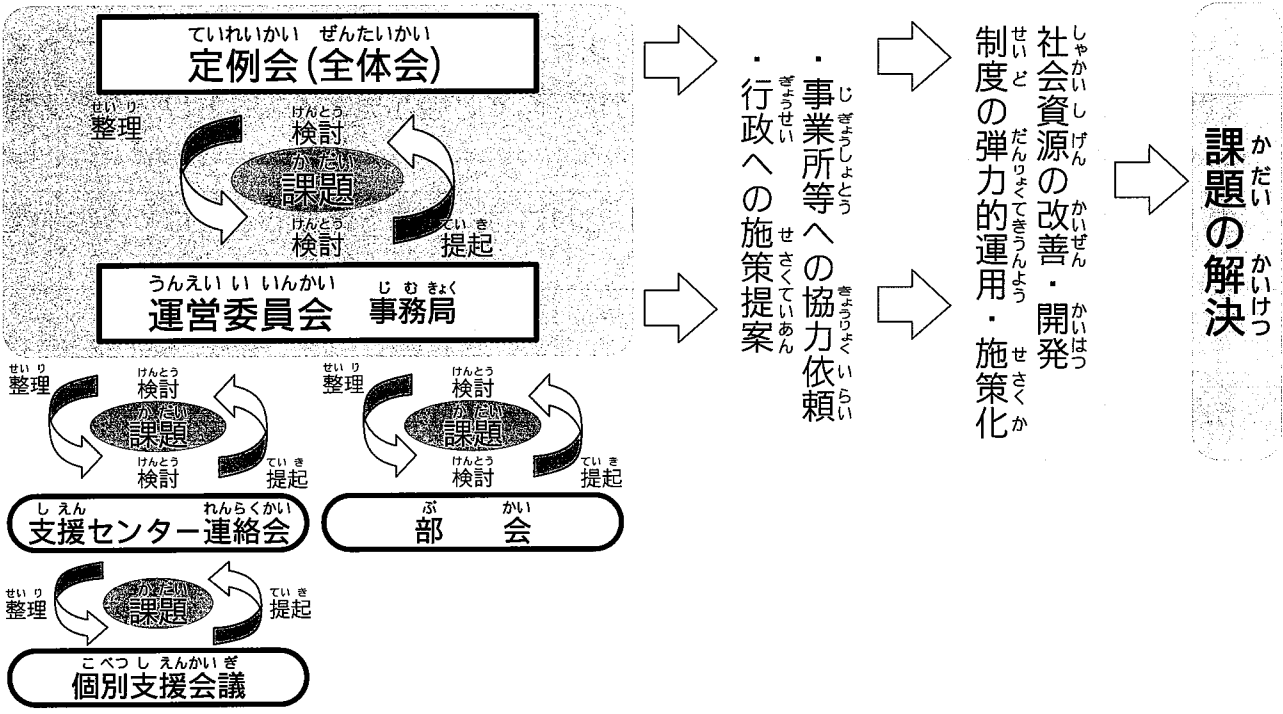
市町村地域自立支援協議会における課題解決プロセス(I)



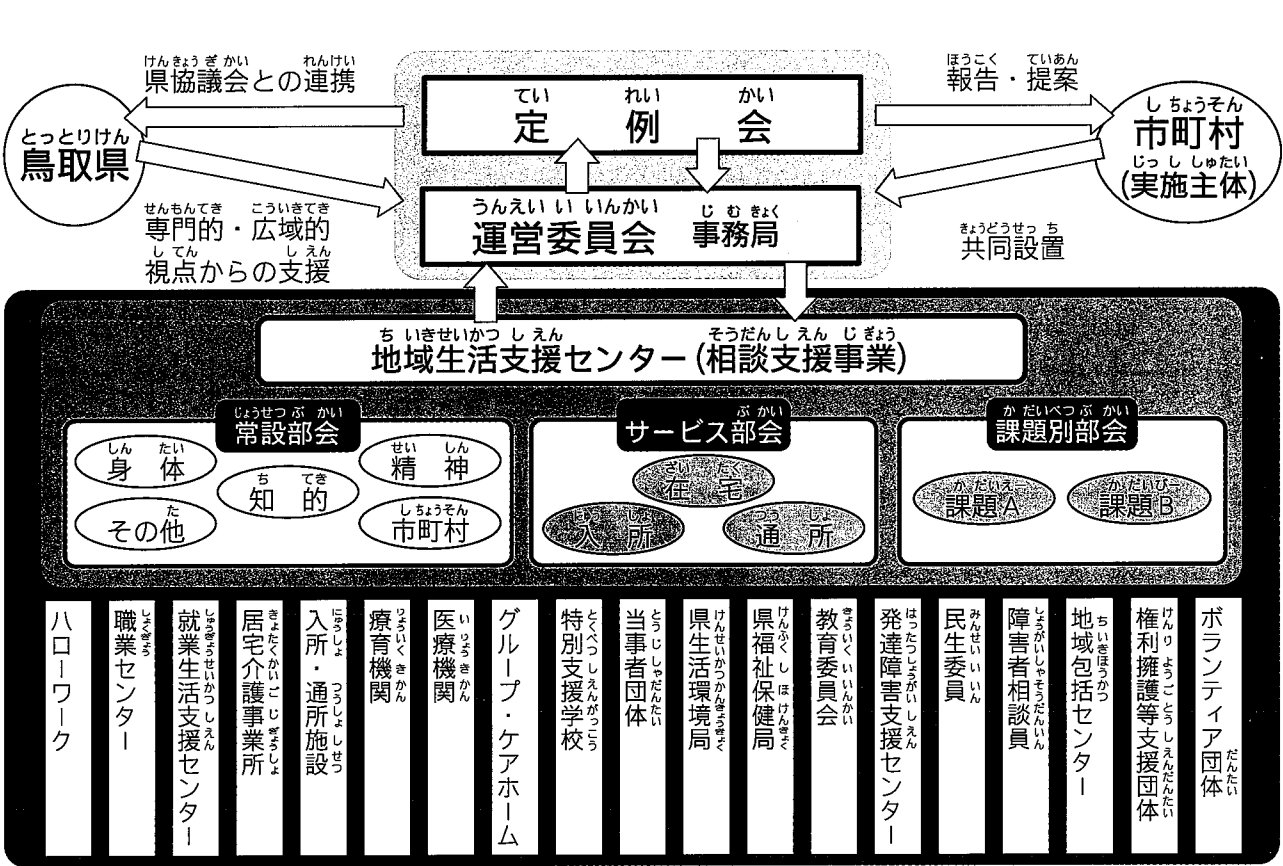
© Studio-E

市町村地域自立支援協議会における課題解決プロセス(Ⅱ)

発展型



市町村地域自立支援協議会の組織図(例)



資料編

けんないし ちょうそんち いきじりつし えんきょうぎかい せつち じょうきょう
県内市町村地域自立支援協議会の設置状況

とうぶ けんいき
東部圏域

とっとりし ちいきじりつし えんきょうぎかい
 鳥取市地域自立支援協議会

とっとりけんとうぶ ざんごうしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 鳥取県東部四町障がい者地域自立支援協議会

※ 4 町が共同設置しています。

ちゆうぶ けんいき
中部圏域

ちゆうぶ けんいきしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 中部圏域障がい者地域自立支援協議会

くらよし じやうかいしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 倉吉市障がい者地域自立支援協議会

ゆりなみ ちやうかいしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 湯梨浜町障がい者地域自立支援協議会

みささ ちやうかいしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 三朝町障がい者地域自立支援協議会

ほくえい ちやうかいしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 北栄町障がい者地域自立支援協議会

ことらふ ちやうかいしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 琴浦町障がい者地域自立支援協議会

※ 1 市 4 町が共同設置しています。

せいぶ けんいき
西部圏域

とっとりけんせいぶ ざんごうしやう ちいきじりつし えんきょうぎかい
 鳥取県西部障害者自立支援協議会

※ 9 市町が共同設置しています。

※市町村地域自立支援協議会についてのお問い合わせは、各市町村障がい福祉担当課にご
 連絡ください。

そう だん し えん の じゅう じつ
相 談 支 援 の 充 実

そうだん し えんたいせい
相談支援体制について

平成24年4月から相談支援体制の充実が図られ、相談支援体系が大きく変わりました。

これまでの「相談支援」の定義が、「基本相談支援」「地域相談支援」「計画相談支援」に
 分けられ次のとおり定義されました。

- 一般相談支援 …… 「基本相談支援」及び「地域相談支援」
- 特定相談支援 …… 「基本相談支援」及び「計画相談支援」

基本相談支援：地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について、障がい
 者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に
 応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて市町村や障害福祉
 サービス事業所等との連絡調整、その他の支援を総合的に行う。

地域相談支援：地域移行支援及び地域定着支援を行う。

計画相談支援：サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行う。

障がい者（児）の相談支援体系

「障がい者」

「障がい児」

一般的な相談支援

市町村／指定特定（計画作成担当）・一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）に委託可
○障がい者・障がい児等からの相談

市町村／指定特定（計画作成担当）・一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）に委託可
○障がい者・障がい児等からの相談

サービス等利用計画

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）※事業所指定は、市町村長が行う。
○計画相談支援（個別給付）
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
○基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談）

居宅サービス

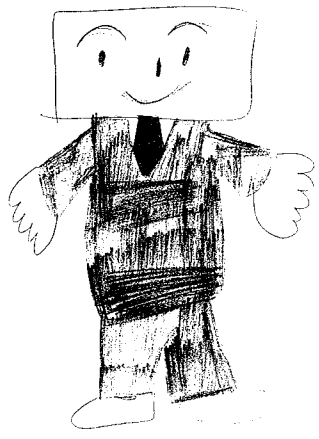
指定特定相談支援事業者（計画作成担当）※事業所指定は、市町村長が行う。
○計画相談支援（個別給付）
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援
○基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談）

通所サービス

障害児相談支援事業者（児）※事業所指定は、市町村長が行う。
○障害児相談支援（個別給付）
・障害児支援利用援助
・継続障害児支援利用援助

地域移行・地域定着支援

指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）※事業所指定は都道府県知事が行う。
○地域相談支援（個別給付）
・地域移行支援（地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等）
・地域定着支援（24時間の相談支援体制等）
○基本相談支援（障がい者・障がい児等からの相談）



基幹相談支援センター

平成24年4月から相談支援体制の強化が図られることになり、その1つとして基幹相談支援センターを設置できることになりました。

基幹相談支援センターは地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を行い、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

基幹相談支援センターの役割のイメージ

